行政 information

所得税と市県民税の申告相談会場のお知らせ

問 税務課（☎65-6524）

平成25年分所得税の確定申告と、平成26年度市県民税の申告受付相談は、北部振興局と浅井支所を中心に、下記の日程で申告相談を受付けます。

- 新庁舎整備工事等により市役所東別館は会場になりませんので、お気をつけください。
- 各支所会場では、日程が限られており混雑が予想されますので、開催期間の長い浅井支所会場または北部振興局会場をご利用ください。
- 大変ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

なお、税務課および北部振興局・各支所福祉生活課窓口では申告相談を受付けていません。下表の各会場でお願いします。

◆申告に関する詳しい内容は、次号（1月15日号）で確認ください。

申告相談会場		申告相談日	受付時間
北部振興局	2階：第1・2会議室	2月25日(火)～3月17日(月)	●午前の部 8時30分～11時30分 ●午後の部 13時～16時 ※土日は除く
浅井支所	3階：大会議室	2月17日(月)～3月17日(月)	
びわ文化学習センター（びわ支所）	1階：視聴覚室	3月 6日(木)～3月10日(月)	
虎姫支所	2階：会議室	2月17日(月)～2月19日(水)	
湖北支所	2階：大会議室	2月17日(月)～2月24日(月)	
高月支所	1階：1－A会議室	2月25日(火)～2月28日(金)	
余呉やまなみセンター（余呉支所）	1階：会議室	3月 3日(月)～3月 5日(水)	
西浅井公民館（西浅井支所）	1階：会議室	3月11日(火)～3月13日(木)	

【申告される皆さんへ】

◎相談内容は、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関する申告です。

※株式、譲渡および営業に関する申告は、市では受付けていません。税務署での申告をお願いします。

◎事業所得（農業所得含む）や不動産所得などがある人は、「収支内訳書」の添付が必要です。所得の収支計算を行い、事前に書類を作成してお越しください。

※収支内訳書が作成されていないときは、申告相談の受付ができませんのでご注意ください。

◎医療費控除を申告する人は、平成25年中に支払われた医療費の総額を必ず事前に計算しておいてください（文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります）。また、健康保険や生命保険などで補てんした保険金などがあれば、補てんした金額がわかるものを必ずお持ちください。

問合せ先

税務課 市民税・国保料グループ（☎65－6524）

北部振興局	（☎82－5901）
浅井支所	（☎74－4352）
虎姫支所	（☎73－4852）
びわ支所	（☎72－5253）
湖北支所	（☎78－8301）
高月支所	（☎85－3113）
余呉支所	（☎86－3223）
西浅井支所	（☎89－1123）

行政 information

償却資産の申告は1月末までに

問 税務課（☎65-6523）

固定資産税における償却資産とは

会社や個人で工場、商店などを経営している人や、アパート、駐車場を貸している人などが、その事業のために用いる資産（構築物・機械・備品など）のことで、土地・家屋とともに固定資産税の課税対象となります。

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。

償却資産をお持ちの人は、税務署への申告とは別に、毎年1月1日現在の資産状況について申告してください。

償却資産の所有者には、11月中旬に申告書類を送付していますので、お早めに申告いただきますようお願いします。（前年から資産の増減が無い場合や、廃業した場合も申告が必要です）

なお、新たに開業された人などで申告書類が必要な人は、税務課まで連絡ください。

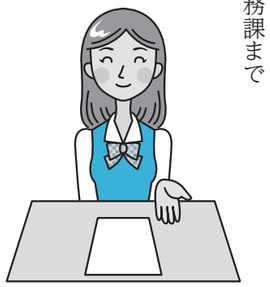

行政 information

農耕作業用車両をお持ちの人へ

問 税務課（☎65-6508）

田植機、コンバイン、トラクターなどの農耕作業用車両のうち、最高速度が時速35㎞未満の乗用装置を兼ね備えた車両は、公道走行の有無に関わらず、軽自動車税の課税対象となります。

農耕作業用車両の登録手続きがお済みでない人は、税務課または北部振興局・各支所福祉生活課で、登録の手続きを行ってください。

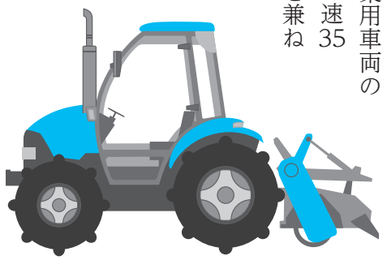

登録に必要なもの

- 印鑑（認印可、朱肉を使うもの）
- 届出者の本人確認書類（運転免許証など）
- 販売譲渡証明書
- 委任状（納税義務者と届出者が別世帯のとき）

行政 information

高齢者日常生活調査を実施します

問 高齢福祉介護課（☎65-7789）

長浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「ゴールドプランながはま21」改定の基礎資料とするため、高齢者の皆さんの生活状況や健康状態についてのアンケートを実施します。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

【調査対象】
65歳以上の市民の中から無作為に選んだ3，000人

【調査期間】
1月中

※郵送でお届けする調査票にご回答ください。

※本人が記入できない場合は、ご家族等が代筆していただきますようお願いします。

ゴールドプランながはま21とは

市の高齢者保健・福祉・介護施策を推進するための指針として定めているもので、3年ごとに見直しを行っています。

現在、平成27年度からの第6期計画を策定するための作業を進めています。